

# case 07

<https://www.polyplastics-global.com/jp/>

## ポリプラスチックス株式会社

万々に備えたセーフティネットとなる特別休暇

従業員の行動変容のきっかけづくりとなる特別休暇

所在地：東京都

設立年：1964年

業種：製造業

事業概要：各種のポリマー、プラスチックス、化学工業  
薬品及びその加工品の製造、輸入及び販売

従業員数：917名（時点：2021年7月）

**Polyplastics**  
DAICEL Group

### Point

- ・がんなどの病気治療と仕事の両立を目的とした通院休暇を新設。通院休暇の取得は、年次有給休暇の取得義務日数である5日取得をクリアした後に限定
- ・これまでは本人の私傷病にのみ適用していた失効年次有給休暇の利用用途を家族の看護や介護、不妊治療、ドナー目的に拡大
- ・これらの制度は、年次有給休暇が足りなくなった場合のセーフティネットとしても機能

### 導入背景・制度概要

#### 一人ひとりが幸せを感じながら働く「ポリプラ流動き方」を全社的に推進

- ・「一人ひとりが幸せを感じながら働く」という考え方を、「ポリプラ流動き方」としている。
- ・「しあわせ」それぞれ1文字ずつ切り出して、以下の4つのカテゴリを打ち出しフレームワークとして示している。

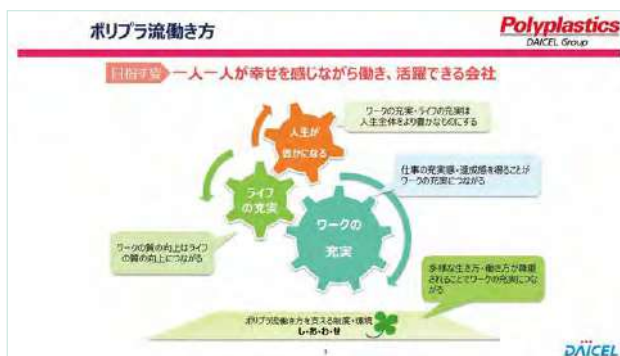
「し」：充実、コミュニケーション、一体感

「あ」：安心、健康

「わ」：ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティ

「せ」：先進、投資、職場環境、諸制度

- ・休暇制度はもちろんのこと、さまざまな施策をバランスよく推進することで、ワークの充実・ライフの充実につながり、人生全体をより豊かなものにするという考え方である。



【ポリプラ流動き方】（同社提供資料より）

#### がんなど長期にわたる病気治療と仕事の両立を目的とした通院休暇を新設。その他の特別休暇を充実

- ・通院休暇は、「あ」の安心や、「わ」のワーク・ライフ・バランスに入るものとして位置付けを検討し、がんなど長期にわたる病気治療と仕事の両立を目的として2021年1月に新設した。

- ・失効年次有給休暇の積立による休暇制度の利用用途を、本人の私傷病に加えて、家族の看護・介護、不妊治療、ドナー目的にも拡大した。
- ・これらの他に、ボランティア休暇や、裁判員に選出された時に取得できる裁判員休暇、自身が被災し通勤できない時に取得できる災害休暇の制度もある。

## 取組内容と特徴

### 通院休暇の取得は、年次有給休暇の取得義務日数である5日取得をクリアした後に限定

- ・通院休暇は、主にがん治療など、入院治療が一旦終わった後に、通院による治療が長期間必要になる病気を想定した休暇である。病気治療と仕事の両立を目的としており、事前に会社に申告すれば利用できる。
- ・取得上限日数は、月に2日、年間で24日としている。
- ・休暇制度の導入検討経緯は様々であるが、通院休暇については、人事部が働き方改革の施策を検討する中で提案し、労組と協議のうえ導入に至った。
- ・通院休暇は、年次有給休暇を5日以上取得した後に取得できる制度としており、5日の義務をクリアした段階で、本人にどの休暇を取得するか選択してもらう。
- ・欠勤は、年次有給休暇付与時の出勤率や、賞与・退職金の算定の際に影響するため、特別休暇を設けることで、できるだけ欠勤にならないように配慮している。通院休暇は無給としているが、たとえ無給であっても、この休暇を取得すれば欠勤にはならないため、年次有給休暇や有給の特別休暇を全て取得した後のセーフティネット的な役割もある。
- ・2021年4月に、アフターコロナを見据えた働き方として、フレックスタイム制のコアタイムを廃止するとともに、テレワークの回数制限を撤廃した。より柔軟な働き方ができるようになったことで、以前より通院のための時間を確保しやすくなっているが、交替勤務の従業員等はフレックスタイム制の対象外となっていることもあり、通院休暇のメリット・意義も依然としてある。

### 失効年次有給休暇の進化・・・取得しやすさ向上、利用用途拡大

- ・失効年次有給休暇を積み立て、活用する制度として、私傷病休暇制度を30年以上前に導入した。この制度は7日以上の長期にわたる病気療養で療養7日目以降に利用できる制度であったが、使い勝手がよくなるよう、2016年に療養1日目から利用できるようにするとともに、半日単位の取得も可能にするよう改定した。
- ・半日単位の取得ができるようになったことで、少し風邪を引いて通院する時などにも半日や1日単位で取得されており、使い勝手は向上した。
- ・失効年次有給休暇のうち、年間10日までをこの目的のために積み立てることができ、最大40日までの積立を可能としている。有効期限は設けていない。
- ・また、私傷病休暇制度については、2021年11月から「安心・サポート休暇制度」として、本人の私傷病に加えて、家族の看護・介護、不妊治療、ドナー目的にも利用できるように改定した。
- ・私傷病を理由とした休暇取得の場合、年次有給休暇と、安心・サポート休暇制度による休暇のどちらを先に取得するかは、個人の判断に委ねている。

### 年次有給休暇取得率の目標設定により、年次有給休暇と特別休暇の使い分けが進む

- ・年次有給休暇取得率の年間目標を80%としており、全部門で声掛けをしているため、新型コロナウイルス感染拡大前までは、全社平均でも目標値以上の取得率を維持していた。失効年次有給休暇の積立制度があっても、年次有給休暇の取得率は低下しておらず、特別休暇は、あくまでも年次有給休暇が足りなくなってしまう人のためのセーフティネットとしての側面が強い。
- ・年次有給休暇の取得促進のための取組として、年に数回、全社掲示板に各部門の年次有給休暇取得率をランキング形式で掲示している。

### ボランティア休暇等の特別休暇制度も整備

- ・ボランティア休暇は、熊本地震をきっかけに、人事部と総務部が共同で提案した。会社が指定した災害支援のためのボランティアが対象で、有給の休暇としている。有給にした背景には、ボランティア活動を促進したいという思いや、災害時に形が見えるサポートをしたいという思いを込めた。
- ・参加者は、大規模災害の発生時に会社が募集するが、業務命令ではなく、あくまでも支援したいと自主的に手を挙げた人へのサポートとして位置付けた。
- ・ボランティア活動の実施にあたっては、ボランティア保険料、交通費、宿泊費を会社が負担しており、参加者は、事後に活動報告を行う。これまでに少なくとも2か所で、10人が取得している。